

地方整備局営繕工事監督技術基準（案）

（令和4年改定）

	平成18年	5月10日	国営整第	10号
	平成29年	3月28日	国営整第	241号
	令和2年	3月27日	国営建技第	14号
最終改定	令和4年	6月15日	国営建技第	3号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

地方整備局営繕工事監督技術基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）第11の規定に基づき、地方整備局の所掌する営繕工事の請負契約に係る監督に必要な技術的基準を定めることにより、監督の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条

- (1) 「監督」・・・契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員」・・・監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」・・・監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、検査、立会い、把握）を総称していう。
 - ①指示・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承諾・・・契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
 - ③協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - ④通知・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受理・・・契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥検査・・・契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。
 - ⑦把握・・・監督職員が、臨場（遠隔臨場を含む。なお、「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラ等によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して把握及び立会いを行うことをいう。以下、同じ。）若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

⑧立会い・・・・・・・・契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

（監督の実施）

第3条 監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契・・・・・・・・契約書

適正化法・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画に係る部分については、承諾する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）、「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）、受理等について、必要に応じて現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>適正化法 第16条 適正化指針 第25(5)</p> <p>契第9条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により設計図書の訂正又は変更内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めるとともに、あらかじめ契約担当官等の承諾を受ける。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契第18条</p> <p>契第18条</p>
(6) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>契第2条</p>
(7) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契第11条</p>
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	
(9) 契約担当官等への報告 1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第20条</p> <p>契第22条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契第28条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p>	契第30条 契第30条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。	契第29条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契第34条
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、出来形の確認資料に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。	契第35条
7) 部分払請求時の出来形の確認及び報告	部分払の請求があった場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契第38条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契第12条

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第46条第1項、第47条又は第48条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>③ 契約が工事の完成前に解除された場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契第46条 契第47条 契第48条</p> <p>契第50条 契第51条</p> <p>契第53条</p>
2 施工状況の検査等		
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を行う。</p> <p>① 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>② その他必要な事項</p>	
(2) 工事材料の検査等	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の検査を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査を行う。</p>	<p>契第13条 契第14条</p>
(3) 工事施工の立会い	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>契第14条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
(4) 工事施工状況の検査等	<p>設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、低入札価格調査制度調査対象工事以外にあっては公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）により、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては標準仕様書等に加え「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について（平成6年3月30日付け建設省営監発第13号）」により確認、検査等を行う。</p>	
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているかを把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	
(6) 改造請求及び破壊による検査	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契第9条</p> <p>契第17条</p>
(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p>	契第15条

項 目	業 務 内 容	関連図書 及び条項
<p>3 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 現場発生材の処理</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>(3) 事故等に対する措置</p> <p>(4) 工事完成検査等の立会い</p> <p>(5) 検査日の通知</p>	<p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に 適当でないと認められる場合は、これに代わる 支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち 合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p> <p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に 対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等にお ける必要な措置を行う。</p> <p>受注者から引き渡される現場発生材について は、規格、数量等を確認し、その引渡し場所につ いて指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要がある と認められるときは、受注者に対し臨機の措置を 求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査 し、担当課に報告する。</p> <p>原則として主任監督員、監督員は工事の完成、 既済、完済、中間技術の各段階における工事検査 の立会いを行う。</p> <p>工事検査に先立って、契約担当官等の指定する 検査日を受注者に対して通知する。</p>	<p>契第15条</p> <p>契第27条</p>

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。